

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 12 月 5 日

長野県松本養護学校長 渡邊 和幸

### 記

#### 1 入札の目的

設計業務の委託契約

#### 2 業務名

松本養護学校旧職員宿舎ほか除却工事設計業務

#### 3 業務箇所名

松本養護学校（松本市大字今井 1 5 3 5 ほか）

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (2) 建築コンサルタント業務について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。
  - ア 公告日現在において、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
  - イ 管理技術者として一級建築士を配置できること（公告日現在において当該資格を有している者に限る。）
  - ウ 中信地域（北アルプス及び松本地域振興局管内）又は南信地域（諏訪地域振興局管内）に本店を有する者であること。
  - エ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
  - オ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

#### 5 完了期限

契約日の翌日から約 100 日間（令和 6 年 3 月 25 日まで）

#### 6 支払条件

##### (1) 前金払

原則として、1 件の契約額が 50 万円以上の工事等について、契約金額の 3 割の範囲内で前金払をします。

##### (2) 部分払

行いません。

## 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設業務委託契約書（案）、設計図書、内訳書及び入札説明書を、令和5年12月6日（水）から令和5年12月13日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

松本市大字今井1535  
長野県松本養護学校  
電話 0263（59）2234

## 8 入札手続等

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年12月14日（木） 午前10時

イ 場所 松本市今井公民館 会議室

### (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に建設コンサルタント等の業務入札参加資格の付与通知を添付して令和5年12月12日（火）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 入札保証金

入札保証金の納付は免除します。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札説明書によります。

特別支援教育課